

宮崎県立宮崎西高等学校PTA会則 新旧対照表（案）

改正案	現行会則
<p style="text-align: center;">宮崎県立宮崎西高等学校・宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校PTA会則</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称および事務局</p> <p>（名称） 第1条 本会は、宮崎県立宮崎西高等学校・宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校PTAと称する。</p> <p>（事務局） 第2条 本会は、事務局を宮崎県立宮崎西高等学校・宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校（以下「本校」という。）内に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的および活動</p> <p>（目的） 第3条 本会は、学校、家庭、社会の協力によって、広く教育の振興を図ること<u>で、生徒の健全な成長と福祉の充実を推進するとともに、会員相互の親睦を深め、その教養を高めることを目的とする。</u></p> <p>（活動） 第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。            (1) 学校の教育を推進するために必要な協力            (2) 生徒の福利厚生<u>の充実および生活環境の改善</u>            (3) 教育環境を整備充実するための後援            (4) 教育に関する調査研究            (5) 会員相互の親睦の<u>深化</u>および生涯学習による教養の向上            (6) その他本会の目的達成に必要な活動</p>	<p style="text-align: center;">宮崎県立宮崎西高等学校PTA会則</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称および事務局</p> <p>（名称） 第1条 本会は、宮崎県立宮崎西高等学校PTAと称する。</p> <p>（事務局） 第2条 本会は、事務局を宮崎西高等学校内に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的および活動</p> <p>（目的） 第3条 本会は、学校、家庭、社会の協力によって、広く教育の振興を<u>図り、生徒の健全な成長と福祉の増進をはかるとともに、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。</u></p> <p>（活動） 第4条 本会は、前条の目的を達するため次の活動を行う。            (1) 学校の教育を推進するために必要な協力            (2) 生徒の福利厚生<u>の充実および生活環境の浄化</u>            (3) 教育環境を整備充実するための後援            (4) 教育に関する調査研究            (5) 会員相互の親睦と生涯学習による教養の向上            (6) その他、<u>本会の目的達成に必要な活動</u></p>

### 第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 本校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者（以下「保護者」という。）
- (2) 本校の職員
- (3) 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た者

### 第4章 会 計

(経費および収入)

第6条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他収入によって支弁する。

(会費の種類)

第7条 会費は、総会の議決を得て決定し、会員は、次の会費（第5条第2号および第3号の会員は第1号の会費に限る）を指定された期日までに納入しなければならない。

- (1) P T A会費（1会員を1単位とする。）
- (2) 教育後援会費、特別活動後援会費、空調費、同窓会費（高等学校に在籍する生徒のみ）、実力養成費、副教材費（1生徒を1単位とする。）

(経 理)

第8条 本会の経理は、議決された予算に基づいて処理される。また、必要に応じて特別会計を設けることができる。

(委 任)

第9条 会長は、次の会計事務を本校の学校長に委任することができる。

- (1) 第6条に規定する会費等収入の徴収に関すること
- (2) 予算の執行に関すること
- (3) 現金の出納および保管に関すること
- (4) 財産の管理に関すること

### 第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる保護者。
- (2) 本校の職員。
- (3) 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た者。

### 第4章 会 計

(経 費)

第6条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他収入によって支弁する。また必要に応じて特別会計を設けることができる。

(会費の種類)

第7条 会費は総会の議決を得て決定し、会員は次の会費を納入しなければならない。

- (1) P T A会費（1会員1会費とする。）
- (2) 教育後援会費、特別活動後援会費、空調費、同窓会費等（1生徒1会費とする。）

(経 理)

第8条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて処理される。

(委 任)

第9条 会長は、次の会計事務について校長に委任する。

- (1) 会費等収入を徴収すること。
- (2) 予算を執行すること。
- (3) 現金の出納及び保管を行うこと。

(予算および決算)

第10条 本会の予算は、理事会で審議した上で総会にて承認を得なければならない。また、本会の決算は、会計監査および理事会の審議を経た後、総会で承認されなければならない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第5章 役員の定数およびその選任

(役員の定数)

第12条 本会に次の定数の役員を置く。

(1) 会長 1名 (保護者)

(2) 副会長 7名 (保護者6名および本校の高等学校教頭1名)

(3) 庶務 2名 (保護者1名および本校の渉外厚生部長1名)

(4) 会計 2名 (保護者1名および本校の事務長1名)

(5) 監事 4名 (保護者(高等学校3名および附属中学校1名))

(6) 参与 1名 (本校の学校長)

(7) 副参与 2名 (本校の副校長1名および附属中学校教頭1名)

(8) 顧問 必要に応じ若干名

2 前項第4号の会計のうち事務長を出納責任者とする。

(役員の選任)

第13条 役員の選任は、選考委員会が作成した選考推薦案を総会に諮り、その承認を得て選任するものとする。

2 選考推薦案は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(選考委員会)

第14条 選考委員会は、役員、学年委員長および学年副委員長のうち各年度末に高等学校第3学年に在籍する生徒の保護者ならびに本校の副校長、教頭、事務長、高等学校学年主任および渉外厚生部長で構成する。

(決算)

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第5章 役員の定数およびその選任

(役員の定員)

第12条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 (保護者)

2. 副会長 7名 (保護者6名、高校教頭1名)

3. 庶務 2名 (保護者1名、渉外部長1名)

4. 会計 2名 (保護者1名、事務長1名) 会計のうち出納責任者を事務長とする

5. 監事 3名 (保護者)

6. 参与 1名 (校長)

7. 副参与 2名 (副校長、附属中学校教頭)

8. 顧問 必要に応じ若干名

(役員の選任)

第13条 役員の選任は、役員選考委員会から推薦された役員候補者を総会にはかり、その承認を得て選任するものとする。

(役員選考委員会)

第14条 役員選考委員会は各年度末の3年関係役員・3学年正副委員長・および教頭・事務長・学年主任・渉外部長で構成し、役員候補者を選考推薦する。また学年正副委員長を選出する。選考推薦案をPTA理事会にはかり承認を得る。

(役員任期)

第15条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第13条第1項の規定にかかわらず、選考委員会が作成した選考推薦案を理事会が審議し後任者を選任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

#### 第6章 役員職務

(会長)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 会長は、副会長の中から会長の職務を代行できる者を（以下「会長代行」という。）あらかじめ指名することができる。

(副会長)

第17条 副会長は、担当会務を統括するとともに、その範囲内において会長を補佐する。また、担当会務において関係者と連携を図りながら、随時、相談および協議を受け、必要に応じて指導および指示を行うものとする。

2 会長代行は、会長の職務全般を補佐するとともに、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、その職務をすみやかに代行する。

3 会長代行を置かない場合で、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ会長が指定した役員がその職務を代行する。

(役員任期)

第15条 役員任期は次の通りとする。

1 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、理事会で後任者を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

#### 第6章 役員任務

(会長)

第16条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第17条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(庶務)

第18条 庶務は、会長の指示に従い次の職務を行い、その結果を報告する。

- (1) 総会、役員会、理事会およびその他の会議の議事ならびに本会の活動に関する事項の正確かつ適時な記録、整理および保管に関すること
- (2) 会議および会合の通知状の発送ならびに通信その他の関係書類の適切な整理および保管に関すること
- (3) 本会の会務報告、事業計画および決算報告等の策定ならびに総会、役員会および理事会等の会議での庶務事項の説明に関すること
- (4) 学年会、学級会、学年委員会、中学校部会、中学校部会役員会および専門委員会の計画および活動に係る相談、支援、協力および指示に関すること
- (5) 一切の庶務事項の処理に関すること

(会計)

第19条 会計は、会長の指示に従い次の職務を行い、その結果を報告する。

- (1) 予算に基づく収入の徴収および予算の執行に関すること
- (2) 財産の管理ならびに現金の出納および保管に関すること
- (3) 本会の予算案および決算案等の策定ならびに総会、役員会および理事会等の会議での会計事務の説明に関すること
- (4) 学年会、学級会、学年委員会、中学校部会、中学校部会役員会および専門委員会の予算、支出および決算に係る相談、支援、協力および指示に関すること
- (5) 一切の会計事務の処理に関すること

(監事)

第20条 監事は、年度末および必要に応じて、会計事務を監査するとともに、会務遂行に関する指導および助言を行うことができる。

(庶務)

第18条 庶務は次の職務を行う。

1. 総会および理事会、その他の会議の議事並びに本会の活動に関する重要事項を正確に記録し、保管する。
2. 会議の通知状を発送し、通信その他の関係書類を保管する。
3. 会長の指示に従い一切の庶務事項を処理する。

(会計)

第19条 会計は次の職務を行う。

1. 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 本会の財産を管理する。
3. 本会の予算案を策定し、役員会および理事会に付議する。

(監事)

第20条 監事は年度末および必要に応じて臨時本会の会計事務を監査するとともに、本会の会務遂行に関する指導、助言を行うものとする。

(参与および副参与)

第21条 参与は、本校を代表して会務全般について意見を述べることができる。  
また、副参与は、参与を補佐する。

(顧問)

第22条 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、必要に応じて役員会または理事会に出席し、会務全般について諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員および理事の責務)

第23条 役員および理事は、この会則を遵守しその職務を誠実に執り行うとともに、本会の運営全体について他の役員および理事ならびに本校と適時適切に連絡調整を行い、会務全般に関して緊密に連携および協力しなければならない。

## 第7章 会議

(会議)

第24条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 理事会

(4) 学年会および学年委員会

(5) 学級会

(6) 中学校部会および中学校部会役員会

(7) 専門委員会

(参与・副参与)

第21条 参与は学校を代表し、会務全般について意見を述べるものとする。  
副参与は参与を補佐する。

(顧問)

第22条 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱し、必要に応じて役員会に出席し、会務全般について諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員会)

第23条 役員は上記の任務に従い、本会の運営全体について連絡調整をするとともに、会務を執行するための会議を開くものとする。

## 第7章 会議

(会議)

第24条 本会に次の会議を設置する。

1. 総会

2. 役員会

3. 理事会

4. 学年会および学年委員会

5. 学級会

6. 中学校部会

[総会]

(総会の構成および権能)

第25条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

(総会の開催時期)

第26条 総会は、定期総会および臨時総会とし、次の時期に開催する。

(1) 定期総会は、毎年1回年度当初

(2) 臨時総会は、会長または理事の過半数が必要と認めるとき

(総会の成立要件)

第27条 総会は、委任状を含め2分の1以上の会員の出席がなければその議事を開くことができない。また、議案の議決は、委任状を含め出席者の過半数以上の同意を必要とする。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の審議および議決事項)

第29条 総会においては、次の事項を審議し、または議決する。

(1) 会務報告

(2) 事業計画および予算案の承認

(3) 監査報告ならびに決算報告および決算案の承認

(4) 会則の制定、変更および廃止

(5) 附則および諸規則の制定、変更および廃止の報告

(6) 役員を選任および解任

(7) 会費の種類および金額

(8) その他本会の目的達成のための重要事項

[総会]

(総会)

第25条 総会は全会員をもって構成し、本会最高の議決機関である。

(総会の開催)

第26条 総会は定期総会および臨時総会とし、次の通りとする。

1. 定期総会は毎年年度当初に開催する。

2. 臨時総会は理事会が必要と認められた時に開催する。

(総会の成立条件)

第27条 総会は委任状を含め、会員数2分の1以上の出席がなければその議事を開くことができず、議案の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、総会において会員の中から選出する。

(総会の議決事項)

第29条 総会においては、次の事項を付議し議決する。

1. 会務報告

2. 決算報告

3. 会計の監査報告および決算の承認

4. 事業計画および予算案の審議、決定

5. 会則の変更、改廃の審議、決定

6. 付則および諸規定の制定、変更、改廃の報告

7. 役員を選任

8. その他本会の目的達成のための重要事項

<p>[役員会]</p> <p>(役員会の開催時期)</p> <p>第30条 役員会は、<u>次の時期または会長もしくは役員の大過半数が必要と認めたときに開催する。</u></p> <p>(1) 定期総会の前後</p> <p>(2) 臨時総会前</p> <p>(3) 理事会前</p> <p>(役員会の構成、議長および権能)</p> <p>第31条 役員会は、<u>会長、副会長、庶務および会計をもって構成し、議長は会長代行が務める。会長代行を置かない場合には、会長が指名する副会長がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>会長は、必要に応じて、監事、参与、副参与または顧問を役員会に招集する。</u></p> <p>3 <u>役員会は、会務全般について連絡調整を行うとともに、重要事項について協議を行い、その円滑な運営を図るものとする。</u></p> <p>[理事会]</p> <p>(理事会の権能および開催時期)</p> <p>第32条 理事会は、<u>総会に代わるべき議決機関にして、毎学期および会長または理事の大過半数が必要と認めたときに開催する。</u></p>	<p>[役員会]</p> <p>(役員会)</p> <p>第30条 役員会は<u>P T A活動の円滑な運営を図るために原則として月1回開催する。</u></p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第31条 役員会は会長、副会長、庶務、<u>会計をもって構成する。また必要に応じて、監事を招集する。</u></p> <p>[理事会]</p> <p>(理事会)</p> <p>第32条 理事会は総会に代わるべき議決機関にして、<u>毎学期に1回は開催し、また緊急の場合等必要に応じて開催する。</u></p>
---	---



(理事会の構成)

第33条 役員、学年委員会および専門委員会の委員長および副委員長、中学校部会の会計、母親委員長および広報委員長ならびに本校の学校長が指名した教職員が理事となって理事会を構成する。

2 会長は、必要に応じて第5条第2号の会員を理事会に招集し、その意見を聴取することができる。

(理事会の成立要件と議決)

第34条 理事会は、2分の1以上の出席を必要とし、出席者の過半数以上の同意を得て議決する。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長代行が務める。会長代行を置かない場合には、会長が指名する副会長がこれにあたる。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、第29条に規定する事項のほか総会に付議すべき全ての事項を審議するとともに、次の事項について協議し、または処理する。

(1) 事業計画および予算に関すること

(2) 本会の企画および運営に関すること

(3) 総会から委任された事項に関すること

(4) 学年会、学年委員会、中学校部会、中学校部会役員会および専門委員会より提出された計画、活動、予算、支出、決算およびその他の案件等の承認に関すること

(5) 総会に付議することが困難かつ緊急な重要事項に関すること

(理事会の構成)

第33条 理事会は、役員、高校各学年正副委員長、中学校部会副会長、学校関係理事をもって構成する。また必要に応じて学校関係部長を招集する。

(成立条件と議決)

第34条 理事会は、2分の1以上の出席を必要とし、出席者の過半数の同意を得て議決する。

(議長)

第35条 理事会の議長は副会長がこれにあたる。

(協議事項)

第36条 理事会は、総会に付議すべき事項を審議するとともに、次の事項を協議し処理する。

1. 本会の活動に必要な予算を審議する。

2. 本会の企画、運営に関する事項を審議する。

3. 総会において委任された事項を処理する。

4. 学年会および専門委員会より提出された計画案、議案等を審議、調整する。

5. 付則並びに諸規定の制定および改廃を行うとともに、緊急かつ重要な事項を処理し、それらの結果を次期総会にて報告する。

6. 専門委員会の設置について審議する。

2 理事会は、前項第1号、第5号およびその他各号に掲げる事項のうち特に重要なものについて、協議等の結果を総会に報告しなければならない。

[学年会]

(学年会の権能)

第37条 学年会は、学年毎に必要なに応じて開催し、当該学年に関する必要事項を協議する。

(学年会の開催)

第38条 学年会は、当該学年の学年委員会が主宰し、当該学年の会員および本校の当該学年担当の教職員が出席する。

[学級会および学級委員]

(学級会の権能)

第39条 学級会は、学級毎に必要なに応じて開催し、当該学級に関する必要事項を協議する。

(学級会の開催)

第40条 学級会は、学級委員が主宰し、当該学級の会員および本校の当該学級担任の教職員が出席する。

(学級委員の選出)

第41条 学級会は、当該学級の会員の中から学級委員2名を選出する。

## 第8章 学年委員会

[学年会および学年委員会]

(学年会)

第37条 学年会は学年毎に設置し、必要事項を協議する。

(学年会の構成)

第38条 学年会は、当該学年の会員および当該学年担当の教職員で構成する。

[学級会および学級委員]

(学級会)

第41条 学級会は、学級毎に設置し必要事項を協議する。

(学級会の構成)

第42条 学級会は、当該学級の会員および学級担任教職員で構成する。

(学級委員の選出)

第43条 各学級毎に学級委員2名を学級会員の中から選出する。

学級委員は学年委員となり、学年委員会を組織する。

[学年委員会]

(学年委員会の設置)

第42条 学年委員会は、当該学年を担当する副会長、当該学年の学年委員長および学年副委員長、学級委員ならびに本校の当該学年の学年主任で構成し、当該学年全体の運営、企画および活動を推進するとともに必要事項を協議する。

(学年委員長および学年副委員長の選考推薦および選出)

第43条 各学年の会員は、学年委員長候補および学年副委員長候補の選考を行い、その選考結果を選考推薦案として作成し選考委員会に提出する。

2 選考委員会は、各学年から提出された選考推薦案を審議し、学年毎に学年委員長1名および学年副委員長2名を選出して理事会に報告する。

第9章 中学校部会

[中学校部会および中学校部会役員会]

(中学校部会の権能および構成)

第44条 附属中学校に関する必要事項を協議するため、附属中学校の生徒の保護者および附属中学校の教職員が出席する中学校部会を必要に応じて開催する。

(中学校部会役員会の設置)

第45条 中学校部会全体の運営、企画および活動を推進するとともに、附属中学校に関する重要事項を協議するため、次条の役員ならびに附属中学校の教頭、学年主任および教務主任で構成する中学校部会役員会を設置する。

(学年委員会)

第39条 学年委員会は担当副会長、学年正副委員長、各学級から選出された2名の学級委員と学年主任で構成し、学年全体の運営、企画、活動を推進するとともに必要事項を協議する。

(学年正副委員長の選出)

第40条 各学年の会員は学年正副委員長候補の投票を行い、これを受けて役員選考委員会が学年委員長1名、副委員長2名を選出する。

第8章 中学校部会の設置

(中学校部会)

第44条 中学校部会は、部会の運営、企画、活動を推進するとともに必要事項を協議する。

(中学校部会の構成)

第45条 中学校部会は、附属中学校の会員及び附属中学校担当教職員で構成する。

(中学校部会の役員)

第46条 中学校部会に次の定数の役員を置く。

- (1) 部会長 1名 (本会の副会長を兼務する。)
- (2) 副部会長 3名 (本会の附属中学校各学年委員長を兼務する。)
- (3) 中学校部会会計 1名
- (4) 監事 1名 (本会の監事を兼務する。)
- (5) 中学校部会母親委員長 1名 (本会の母親委員会に所属する。)
- (6) 中学校部会広報委員長 1名 (本会の広報委員会に所属する。)

(中学校部会の役員を選出)

第47条 中学校部会の役員は、附属中学校の会員の中から選出する。

2 選出方法は、前条第1号および第4号の役員については第13条、前条第2号の役員については第43条の手続きによることとし、前条第3号、第5号および第6号の役員については前条第1号の部会長が委嘱する。

第10章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第48条 本会の活動を推進するため、専門委員会を次のとおり設置する。

また、必要に応じてこれ以外の専門委員会を理事会の議決を得て設置することができる。

- (1) 広報委員会
- (2) 父親委員会
- (3) 母親委員会
- (4) 売店運営委員会

2 広報委員会は、PTA新聞を製作発行するなど諸般の広報活動を推進することで、本会の目的および活動を広報啓発することを目的とする。

3 父親委員会は、職業、社会参加、社会貢献等に関する活動を通じて、生徒の社会性を育み、健全な成長を促すことを目的とする。

4 母親委員会は、生涯学習による教養の向上に関する活動を通じて、教育に対する視野を広めて家庭教育の充実を図ることを目的とする。

(中学校部会役員会)

第46条 中学校部会役員会は、部会長、副部会長、各学級から選出された学級委員と附属中学校教頭、中学校各学年主任、中学校教務主任で構成する。

(中学校部長等の選出)

第47条 部会長1名、副部会長各学年1名は、附属中学校の会員の中から選出し、部会長は本会副会長を兼務する。

第9章 専門委員会の設置

(各委員会の設置)

第48条 本会の活動を推進するための専門の委員会を、次の通り設置する。

また、必要に応じて他の専門委員会を、理事会の議決を得て設置することができる。

1. 広報委員会
2. 父親委員会
3. 母親委員会
4. 売店運営委員会

5 広報委員会、父親委員会および母親委員会は、学級毎に選出したそれぞれの広報委員、父親委員および母親委員をもって構成し、必要事項を協議するとともに第2項から第4項までの各専門委員会の目的を達成するための活動を行う。

6 専門委員会の委員長および副委員長は会長が委嘱する。また、会長が必要と認めるときは、委員長がそれぞれの委員の中から担当部長を指名して、その活動の一部を担わせることができる。

(専門委員会の細則)

第49条 各専門委員会の細則は、理事会の議決を経てこれを定めることができる。

2 前項の規定は、第42条に定める学年委員会、第44条に定める中学校部会、第45条に定める中学校部会役員会の細則を定める場合に準用する。

### 第11章 附 則

(附則の制定等)

第50条 本会の運営に関して必要な附則は、この会の目的および会則に反しない限りにおいて、理事会の議決を経てこれを定めることができる。

(附則の制定等の報告)

第51条 附則の制定、変更および廃止をした場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

### 第12章 規 則

(各委員会の細則)

第49条 各委員会の細則は、理事会の議決を得たうえで付則でこれを定める。

### 第10章 付 則

(付則の制定および改廃)

第50条 本会の運営に関して必要な付則は、この会の目的および会則に反しない限りにおいて、理事会の議決を経てこれを定めることができる。

(付則の報告)

第51条 付則の制定および改廃をした場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

### 第11章 規 定

(規則の制定および改廃)

第52条 本会の運営に関して必要な慶弔、表彰および旅費等に関する定めは、別途に規則として理事会の議決を経てこれを制定し、変更または廃止することができる。

(規則の制定等の報告)

第53条 規則の制定、変更および廃止をした場合は、その結果を時期総会に報告しなければならない。

### 第13章 改正

(改正)

第54条 この会則は、総会において改正することができる。

(施行時期)

第55条 この会則は、昭和49年4月10日よりこれを施行する。

(平成5年4月25日改正)

(平成9年4月27日改正)

(平成12年4月23日改正)

(平成20年4月26日改正)

(平成21年4月25日改正)

(平成26年4月26日改正)

### 附 則

- 第41条に定める学級委員は、附属中学校については当面の間設置せず、学級委員長1名および学級副委員長2名がその職務にあたる。
- 第42条に定める副会長は、附属中学校については第46条第1号の部会長がこれを務める。

(規定の制定および改廃)

第52条 本会の運営に関して必要な慶弔、表彰、旅費等に関する定めは、別途に規定として理事会の議決を経てこれを制定し、または改廃することができる。

(規定の報告)

第53条 規定の制定および改廃をした場合は、その結果を時期総会に報告しなければならない。

### 第12章 改正

(改正)

第54条 この会則は、総会において改正することができる。

(施行時期)

第55条 本会則は昭和49年4月10日よりこれを施行する。

(平成5年4月25日改正)

(平成9年4月27日改正)

(平成12年4月23日改正)

(平成20年4月26日改正)

(平成21年4月25日改正)

- |  |  |
|--|--|
| <p>3 <u>第43条に定める学年副委員長は、附属中学校については当面の間設置しない。</u></p> <p>4 <u>第48条第5項に定める広報委員、父親委員および母親委員ならびに同条第6項に定める委員長、副委員長および担当部長の定数等は当面の間、会長が別に定める。</u></p> <p>5 <u>第37条から第40条まで、第44条および第48条第5項の規定は、学年会、学級会、中学校部会または専門委員会が相互間または各会議内で合同、共催、連携または協調して実施する活動を妨げるものではない。</u></p> <p>6 <u>売店運営委員会の取扱いは、その目的等を総合的に検討した上で、別途決定するものとする。</u></p> |  |
|--|--|